3　経済産業大臣は、法第十七条第一項の変更の認定の申請に係る事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定事業再編投資組合に交付するものとする。 「中小企業等経営強化法第十七条第一項の規定に基づき認定する。」	［新設］
4　経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二の二による書面を当該認定事業再編投資組合に交付するものとする。	［新設］
（認定事業再編投資計画の認定の取消し） **第十七条の二**　経済産業大臣は、法第十七条第二項の規定により認定事業再編投資計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二の三による書面を当該認定事業再編投資組合に交付するものとする。	［新設］
備考　表中の［　］は注記である。	

様式第十一を次のように改める。また、様式第十一の二、第十二の二及び第十二の三を次のように加える。

様式第11（第９条関係）

事業再編投資計画の認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　　所
名　　称
無限責任組合員の氏名又は名称　印

中小企業等経営強化法第16条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．事業再編投資計画を実施する投資事業有限責任組合に関する事項
２．事業再編投資の内容及び実施時期
３．事業再編投資計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（備考）

１．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．事業再編投資計画を実施する投資事業有限責任組合に関する事項
⑴　投資事業有限責任組合の無限責任組合員（又は無限責任組合員を実質的に支配する者）の投資の実績並びに経営又は技術の指導に係る知識及び経験を簡潔に記載する。
⑵　投資事業有限責任組合の出資口数の総数、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の出資口数、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資口数及び当該出資口数が出資口数の総数に占める割合を記載する。
⑶　投資事業有限責任組合の無限責任組合員の事業再編投資の実施体制を簡潔に記載する。
⑷　投資事業有限責任組合の収益の目標を記載する。
２．事業再編投資の内容及び実施時期
⑴　事業再編投資に係る以下の事項を記載する。
①　投資先として想定している事業者が実施する事業が属する業種及び当該事業の内容
②　投資事業有限責任組合の投資総額に対する経営力向上（事業承継等を含む。）を行う中小企業者等に対する投資金額、それ以外の中小企業者等に対する投資金額及び中小企業者等以外の投資先に対する投資金額の割合として予定している割合
③　投資先の事業者に対して実施する予定の経営又は技術の指導の内容
④　その他事業再編投資の実施方法
⑵　事業再編投資の実施時期は、事業再編投資計画の期間を年月日をもって記載するとともに、投資事業有限責任組合の存続期間を年月日をもって記載する。
３．事業再編投資計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法
⑴　事業再編投資計画の実施に必要な資金の額、資金調達を行う時期及び出資の履行見込みを簡潔に記載する。
⑵　資金の借入れについて法第21条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ記載する。

様式第11の２（第９条の２関係）

事業再編投資計画の不認定通知書

年　月　日

殿

経済産業大臣　名

年　月　日付けで認定申請のあった事業再編投資計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第12の２（第10条関係）

事業再編投資計画の変更不認定通知書

年　月　日

殿

経済産業大臣　名

年　月　日付けで変更認定申請のあった事業再編投資計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。